

野田村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 県道の整備促進について 東日本大震災の大津波により、本村の沿岸を南北に結ぶ国道45号のほか、村内の主要な幹線となる県道が一時通行不能となったことにより、被災後の救助はもとより、燃料や食料品等の供給がストップしたことで救援活動に支障をきたしたほか、通勤・通学などの生活道路としての利用が閉ざされ、住民生活に支障が生じたところであります。 また、被災により迂回路に苦慮したことから、災害に強い道路網の早急な整備を強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>① 県道野田山形線の村内計画区間は改良済みとなったものの、久慈市への迂回路として、引き続き狭隘（きょうあい）部分の拡幅整備を要望します。</p> <p>② 県道野田長内線（広内～中沢地区）は震災後数日間にわたり通行不能となったほか、低気圧などによる高潮の際にも危険な状態となり、地元住民からの強い要望もあることから、災害に強い道路として嵩上げなどの早急な整備を要望します。</p>	<p>① 主要地方道野田山形線の隘路部分の拡幅整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。（C）</p> <p>② 御要望の区間における嵩上げ等の整備については、広内地区海岸災害復旧の堤防嵩上げと併せて実施します。 なお、高潮対策として現道沿いに消波ブロックの設置等を実施しており、平成26年度に完了する予定です。（B）</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B C</p>

野田村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 津波・高潮対策施設の早期復旧と更なる拡張整備について</p> <p>(1) 野田湾の津波・高潮対策について 震災で破壊された海岸防潮堤の復旧事業が進められておりますが、被災地の安全・安心なまちづくりや早期の住宅再建を図る上で、防潮堤・水門などの施設の早期完成と、国道45号の嵩上げを国に要請するよう要望します。</p> <p>(2) 下安家地区の津波対策について 下安家地区は明治29年の大津波の際に死傷者、行方不明者を多数出したことから、以来、地区住民は地震発生のも度津波への恐怖心を募らせており、県においては平成17年度から当地域の津波対策を検討されているところでございます。</p> <p>しかし、地形の特殊性等から堤防、水門及び避難路などの安全対策がほとんど講じられていない状況のまま、東日本大震災では、安家川を遡上した大津波により、村道や家屋のほか、さけ・ますふ化場施設など、流域一体が甚大な被害を受けました。</p> <p>復興事業等により、県道改良や宅地盤の嵩上げ、高台移転等一定の対策が進められているものの、地域住民は依然として津波への不安を募らせている状況であり、早急に水門等の津波対策を講じていただきますよう強く要望します。</p>	<p>(1) 野田湾の津波・高潮対策について 野田湾の津波・高潮対策については、現在、防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業が、野田村の復興まちづくり事業と併せて進められているところですが、今後も引き続き、津波対策施設の早期完成に向けて事業を推進していきます。</p> <p>国道45号の嵩上げについては、県事業である米田地区海岸の一部で計画しており、その他の区間について、国に対しては、引き続き必要な予算の確保を要望していきます。</p> <p>(B)</p> <p>(2) 下安家地区の津波対策については、地形的な特性等を考慮しながら、これまで種々の対策の可能性を検討し、平成17年度から住民懇談会を4回開催するとともに、アンケート調査や住民の方々と意見交換を行ってきたところです。</p> <p>御要望のありますハード整備については、地形・土地利用等から現時点では整備が困難であることから、貴村や地域の方々の協力を得ながら、住民の安全で迅速な避難などの「ソフト対策」について、支援していきたいと考えています。(C)</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B C</p>

野田村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 海岸保全対策について 本村の海岸線は、約半分が海岸保全区域に指定され、逐次施設の整備を実施していただいておりますが、特に近年、十府ヶ浦海岸の砂浜の浸食、野田玉川海岸の崩落等の度合いが激しく、その対策に苦慮しております。 十府ヶ浦海岸においては海岸防潮堤への影響、野田玉川海岸においては海岸に隣接する三陸鉄道北リアス線、玉川野営場、村道等の崩落に繋がる恐れがありますので、早急に対策を講じていただきますよう強く要望します。</p>	<p>十府ヶ浦海岸については、水門新設工事、防潮堤等の震災復旧工事を着手していることから、施設完成後の侵食状況等の変化を鑑み、対応を検討していきたいと考えています。 野田玉川海岸については、これまでも毎月実施している海岸パトロールを行いながら、今後の海岸侵食の進行状況を注意深く観察していきたいと考えています。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C</p>
<p>4 河川の整備促進について 本村の中心市街地である城内地区は、浸水被害多発地区であり、その対策として、本町地区から下流は既に河川整備が完了しております。 現在、復興事業と併せ、村道前田小田川線沿いに計画されている二級河川明内川分流河川整備（15m³/s）も今年度詳細設計が完了し、用地も一部取得する見込みと聞いております。 しかし、城内地区の浸水対策は、更に上流部で予定されている二級河川明内川分流河川整備（60m³/s）が完了して初めてその効果を発揮するもの（城内地区内の計画流量15m³/s）であります。 このことから、二級河川明内川の分流河川を早急に整備していただくよう強く要望します。</p>	<p>二級河川明内川の分流河川（放水路）の整備については、現在、下流部で野田村のまちづくり事業と一体で進めている区間の改修完了後、近年の出水被害状況など県全体の中で緊急性、重要性等を勘案しながら検討していきたいと考えております。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C</p>

野田村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 北区地区の内水対策について</p> <p>本村では、大雨等により北区地区が浸水被害を受け、被害軽減のために、排水ポンプを設置しているところですが、圃場からの流入が多く、十分な対策とは言えない状況にあります。</p> <p>現在行っている圃場整備事業において、制度の中で最大限の努力を行っていただいているところですが、今後、降雨時の取水施設等の維持管理について、技術指導などの支援をいただきたい。</p> <p>さらに、宇部川が増水し、水位が上昇することにより、内水が放出されないことから、宇部川の河道掘削などの対策を要望します。</p>	<p>○ 降雨時の取水施設等の維持管理への技術支援等について</p> <p>宇部川地区ほ場整備事業では、既設の田子沢取水口ほか4箇所からの取水施設の改修を計画しています。これら取水施設での降雨・出水時の取水により内水を増加させること等が無いよう、整備後における適切な管理・操作の徹底に向け、施設管理操作マニュアルの作成等を通じ、久慈市・野田村との連携のもと、施設管理者への指導・支援に努めていきます。(B)</p> <p>○ 宇部川の河道掘削について</p> <p>宇部川の河道掘削については、ほ場整備事業の進捗状況のほか、土砂の堆積状況や近年の出水被害状況等を勘察し、緊急を要する箇所から河道掘削を行うなど、適切な維持管理に努めていきます。(C)</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>農村整備室、土木部</p>	<p>B C</p>

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 医療費等の財政支援継続と助成の拡充について</p> <p>(1) 被災者の医療費等の一部負担免除に係る財政支援の継続について</p> <p>災害公営住宅等への入居が進む一方、いまだに多くの被災者が応急仮設住宅等で不自由な避難生活を余儀なくされており、体や心の健康に不安を感じている被災者も多いことから、被災者の命と健康を守るため、安心して医療が受けられるよう、さらに財政支援を継続するよう要望します。</p> <p>※ 現在の一部負担金免除期間H26.12末まで(財政支援：国8割、県1割、村1割)</p> <p>(2) 県単独乳幼児医療費助成事業の拡充について</p> <p>本村では、少子化対策の一環として、高校生世代までの医療費を無料化しています。また、県内でもほとんどの市町村で、県基準を超えて事業を実施しております。</p> <p>このような状況に鑑み、岩手県においても基準を見直し、対象者の範囲を拡充するよう要望します。</p> <p>※ 県の基準とおり、対象者を就学前児童としているのは県内7市町村。その他の市町村は拡充して実施</p>	<p>(1) 被災者の医療費等の一部負担免除に係る財政支援の継続について</p> <p>東日本大震災の被災者に係る一部負担金の免除に対する国の特別な財政支援措置が平成24年9月末で終了し、平成24年10月から既存の特別調整交付金の仕組み(基準を満たした場合に8割を支援)に変更されたことから、県では、被災者の医療を受ける機会を確保するため、平成24年10月以降も引き続き免除措置が講じられるよう財政支援を実施しているところです。</p> <p>現在のところ、この財政支援は平成26年12月末までとなっており、平成27年1月以降については、被災地の生活環境や被災者の受療状況等を勘案し、市町村と協議しながら、改めて判断したいと考えています。</p> <p>なお、平成24年9月末までと同様な国の特別な財政措置については、平成24年度から継続して国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していくこととしています。(B)</p> <p>(2) 県単独乳幼児医療費助成事業の拡充について</p> <p>本県の医療費助成について、対象者の範囲を拡充した場合の県費負担が次のとおり増大するものと見込まれることから、直ちに対象を拡充することは、現在の厳しい財政状況から考えると、困難であると考えています。</p> <p>しかしながら、医療費助成制度は市町村と共同で運営していることから、引き続き市町村の意見等を伺いながら、制度のあり方について検討していきます。(C)</p> <p>(小学生まで拡大した場合) 約3億9千万円 (中学生まで拡大した場合) 約6億円 (高校生まで拡大した場合) 約8億1千万円</p>	県北広域振興局	保健福祉環境部	B C

野田村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 復興関連制度等の延長について</p> <p>(1) 被災者住宅再建に係る支援制度の延長について 震災後、多くの被災者が応急仮設住宅等で不自由な避難生活を余儀なくされております。将来の復興に向けて、全ての被災者が公平・確実に住宅再建の支援制度の適用を受けることができるよう、申請期間を延長するよう要望します。</p> <p>(2) 東日本大震災復興交付金制度の延長について 平成23年度から27年度までの5年間の制度となっているが、早急に復興させるべく取り組んでいるものの、27年度までに事業が完了できない復興事業や、今後のまちづくりが整備されていくなかで必要な事業があり、制度の延長を国に要請するよう要望します。</p>	<p>(1) 被災者住宅再建に係る支援制度の延長について 被災者生活再建支援制度、被災者住宅再建支援事業や生活再建住宅支援事業などの被災者住宅再建に係る支援制度については、土地区画整理事業などの面的整備による住宅再建の完了にはさらに時間を要することも見込まれることから、住宅再建の進捗状況等を総合的に勘案し、市町村の意向も伺いながら、さらなる申請期限の延長について検討していきます。</p> <p>(2) 東日本大震災復興交付金制度の延長について 被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、平成27年度までとされている復興交付金制度の期間を延長し、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の確実な予算措置を図るよう、国に対して強く要望しています。</p>	<p>県北広域 振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B</p>

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 復興関連制度等の延長について (3) 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の延長等について 地域の防災拠点等に再生可能エネルギーを導入して防災機能の向上を図るものであるが、震災後、復興計画に基づいて復興事業を進めているものの、完了までには、まだまだ時間を要するところであります。 地域の防災機能を向上し、安心・安全な村づくりをするためには、この事業の延長が必要でありますので、事業実施期間の延長を国に要請するよう要望します。 また、今年度末となっている岩手県の太陽光発電補助について、期間の延長と、昨年度終了している国の太陽光発電補助について、事業の復活を国に要請するよう要望します。</p>	<p>1 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の期間延長 東日本大震災津波により甚大な被害を受けた被災市町村においては、復興まちづくりに係る面的整備等と調整を図りながら防災拠点への設備導入を進めており、県においても、復興の進捗状況と歩調をあわせた事業実施期間の設定が必要と認識しています。 そのため、これまでも機会を捉えて、国に対し再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業の期間延長を要望しており、今後も市町村の実情を踏まえた要望を継続していきます。</p> <p>2 太陽光発電補助制度 国の補助制度については、導入拡大を図る目的で創設されたものであり、設備認定の状況などを見ると、一定の普及が図られ、当初目的が達成されたことから事業終了したとのことを踏まえると、国の補助事業の復活は困難であると認識しています。一方、県が東日本大震災復興基金を活用して震災で家屋等に被害を受けた方に対し行っている太陽光発電導入補助金については、被災者の状況等を勘案しながら、毎年度制度見直しを行っているところであり、次年度以降についても、復興状況等を見極めながら被災者が公平に支援を受けられるよう、国に対しては基金の追加的な財源措置を要請するとともに、補助制度の継続について検討を進めることとしています。</p>	県北広域振興局	経営企画部	B

野田村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 津波避難誘導標識について</p> <p>東日本大震災の津波被害の記録を後世に残し、避難の意識や、今回の震災から得られた教訓を次世代に継承していく取り組みとして、津波到達点を示す標識の統一化による整備と、それと併せた津波避難誘導標識の整備が必要です。</p> <p>復興交付金により岩手県へ配分されている市街地復興効果促進事業等を活用して、岩手県が事業主体となり、広域的観点から国、県が管理する施設等へ津波浸水深の表示とともに、津波避難誘導標識等の被災市町村への整備を要望します。</p>	<p>「津波到達点を示す標識の統一化による整備」については、東日本大震災津波の教訓を次世代に継承していく取組として、県としても有意義な取組であると認識していますが、標識のデザイン統一化や標識整備については、沿岸市町村が一体となって取り組むことが有効と考えられます。沿岸市町村において、こうした共通認識の醸成等が図られた場合には、県としても、その設置等について、施設管理者等の関係機関に積極的な働きかけを行っていきたいと考えています。</p> <p>「津波避難誘導標識」の整備については、津波災害時における住民等の安全な避難環境を確保する観点から重要な取組と認識しており、その整備を促進していく必要があると考えていますが、避難路や緊急避難場所の指定は市町村の役割であり、これに伴う津波避難誘導標識の設置については、一義的には市町村の役割と考えます。一方、御提案のとおり、津波避難誘導標識を国・県が管理する施設や道路標識等と一体的に整備することが効果的な場合もあると考えられますので、施設管理者等の理解促進が図られるよう、県としても取り組んでいきたいと考えています。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>C</p>